発信者情報開示請求訴訟の国際裁判管轄と法適用関係

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 5 年 2 月 3 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（ワ）第 19527 号
【事　件　名】 発信者情報開示請求事件
【裁 判 結 果】 請求認容
【参 照 法 令】 民事訴訟法（以下「民訴法」という）3 条の 3 第 5 号・4 条 5 項・10 条の 2、民事訴訟規則 6 条の 2、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という）5 条 1 項
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572600

北海道大学教授 嶋　拓哉

事実の概要

原告Ｘは日本に居住する個人である。他方で、被告ＹはInstagramのウェブサイト及びアプリ（以下「Instagramサービス」という）を管理・運営する法人であり、その主たる事務所はアメリカ合衆国に所在する。Ｙは日本に居住する利用者に対して、日本語でInstagramサービスを提供している。氏名不詳者である訴外Ａは、Instagramに開設したアカウント（以下「本件アカウント」という）に、アカウント開設者のプロフィール画像として、Ｘが撮影しかつ自身が被写体である画像（以下「本件画像」という）を複製することにより作成された画像を投稿した（以下、この投稿を「本件投稿」、投稿した画像を「本件投稿画像」という）。そこで、ＸはＹに対して、本件投稿がＸ自身の複製権及び公衆送信権並びに肖像権を侵害したことは明らかであり、Ａに対する損害賠償請求権の行使等のために必要であるとして、プロバイダ責任制限法5条1項に基づいて、Ａに関する情報（氏名または名称、電子メールアドレス、電話番号。以下「本件発信者情報」と総称する）の開示を求めたのが、本件訴訟である。

判決の要旨

1　「Ｙは、Instagramサービスを管理・運営する会社であって、日本に居住している利用者に対し、日本語でInstagramサービスを提供している。したがって、Ｙは、日本において継続的に事業を行っていると認められ、民訴法3条の3第5号の『日本において事業を行う者』に該当する。」「また、日本から本件アカウントにアクセスし、本件投稿画像を閲覧することが可能であること……からすると、本件訴えは、民訴法3条の3第5号のＹの『日本における業務に関するもの』に該当する。」「よって、当裁判所は、本件訴えについて管轄を有する。」

2　「Ａは、Ｘが著作権を有する著作物である本件画像を複製することによって作成された本件投稿画像を、Instagramのプロフィール画像として投稿するという、本件投稿に及んだものである。これは、本件投稿画像をインターネットに接続されたサーバー上にアップロードすることにより、本件画像を、有形的に再製し、公衆からの求めに応じ自動的に送信し得る状態にしたものということができるから、Ａは、本件投稿により、少なくとも本件画像に係るＸの複製権及び公衆送信権を侵害したものと認められる。」「また、本件においては、本件投稿について違法性を阻却する事由があるとはうかがわれないから、本件投稿によりＸの権利が侵害されたことが明らかであるといえる。」「そして、……Ｘには、Ａに対する不法行為に基づく損害賠償請求権等を行使するため、Ｙが保有する本件発信者情報の開示を受ける必要があると認められるから、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるといえる。」

判例の解説

一　本判決の意義

近年海外のプラットフォーム事業者が提供するオンライン・サービス上に他人の権利を侵害する惧れのある情報が掲載され、そのために、日本の裁判所で被害者から当該事業者に対してプロバイダ責任制限法５条１項に基づく発信者情報開示請求訴訟が多数提起されている。本事案もそうした訴訟の１つである。本判決では、民訴法３条の３第５号に基づいて日本が国際裁判管轄を有することを肯定する。従前の裁判実務の流れをみると、同号に管轄原因を求める裁判例が近時次第に増加してはいるものの、管轄原因を明示することなく本案判断を行う裁判例が依然として多数を占める。そうした中、本判決は管轄原因を民訴法３条の３第５号に求める旨を明示しており、貴重である。他方において、本判決は従前の多数の裁判例と同じく、根拠を示すことなく日本のプロバイダ責任制限法５条１項を適用しており、同項を巡る法適用関係を如何に考えているかについては判然としない。

二　発信者情報開示請求制度の概要

SNS 等のプラットフォーム上で権利侵害情報等が投稿された場合には、権利者（被害者）は発信者（加害者）に対して民事責任を追及するために、まずは発信者を特定することが必要になる。しかしながら、こうした権利侵害情報等の投稿は匿名や仮名でなされることが多く、権利救済の実効性を高めるためには、権利者にプラットフォーム事業者が保有する発信者に関する情報を開示請求する権利を認める必要がある。そこで、プロバイダ責任制限法５条１項では、①権利侵害が明白であること、②開示を受けるべき正当な理由が存在すること、という２つの要件を満たす場合に、権利者がプラットフォーム事業者に対して、発信者情報の開示を請求することが出来る旨を規定する[1)]。

こうしたプラットフォーム事業はオンライン上で展開されるため、発信者情報開示請求訴訟が渉外的な要素を含む場合が容易に生じ得る。実際に日本の裁判所では、国内在住の個人または日本法人が外国に所在するプラットフォーム事業者を相手取り、かかる請求訴訟を提起する事案が多発している。本事案も国内在住の個人が米国法人であるプラットフォーム事業者に対して発信者情報開示請求訴訟を提起しており、その典型例である。こうした事案では、如何なる根拠に基づいて日本の国際裁判管轄を肯定すべきか、かかる開示請求を巡る法適用関係を如何に考えるべきかといった抵触法上の基本的見解が問われることになる。

三　発信者情報開示請求訴訟の国際裁判管轄（判決の要旨１）

１　民事訴訟としての性格

本判決では、民訴法に基づいて、日本の国際裁判管轄を肯定している。立案担当者も、渉外的な要素を含む発信者情報開示請求訴訟の国際裁判管轄を判断するに当たっては同法の適用を前提とする[2)]。また学説でも、この見解を明示的に支持するものが存在する[3)]。①発信者情報開示請求訴訟は、権利侵害に関する民事訴訟の前段階として、被害者が加害者の情報を保有するプラットフォーム事業者に対して提起するものであり、私人間における私法的法律関係に関する請求訴訟であること、②人事訴訟など特別法が規定する訴訟類型に該当しないこと、③比較法的にみても、同様の開示請求を民事訴訟の枠組みで取り扱う国（米国、英国、フランス等）が少なくないこと[4)]等を踏まえると、民訴法に基づいて国際裁判管轄の有無を判断することに異論はないと思われる。もっとも、従前の裁判例をみると、近時、こうした立案担当者等の見解と同じく民訴法に基づいて日本の国際裁判管轄を判断したものが比較的目立つようになってきた[5)]ものの、根拠法令も含めて日本の国際裁判管轄に一切言及することなく本案の判断を行っているものが依然として多数を占めている。これら多数に属する裁判例が発信者情報開示請求訴訟の国際裁判管轄の問題をどのように捉えているのかは判然としない。

２　民訴法３条の３第５号

そのうえで、国際裁判管轄の判断に当たり民訴法の適用を前提とする従前の裁判例では、本判決と同じく、根拠条文として同法３条の３第５号を挙げるものが多い（上記１〔後注５)〕で掲げた裁判例も総て、同号を根拠に日本の国際裁判管轄を肯定する)。会社法によれば、外国会社が国内に営業所等を設置する場合はもとより、国内に営業

所等を設置することなく日本における代表者を定めるに過ぎない場合であっても、日本において継続的に取引を行うことが許容されている。前者の場合には民訴法3条の3第4号が適用されるものの、後者の場合は同号の適用対象に含まれない。しかしながら、後者の場合であっても、当該外国会社の日本における業務に関する訴えについては日本の国際裁判管轄を肯定するのが適当であることから、平成23年民訴法改正において同法3条の3第5号が新設されたところである[6)]。被告が日本に営業所等の物理的拠点を設置しているか否かに拘らず、被告が「日本において事業を行う者」に該当し、かつ訴えが「その者の日本における業務に関するもの」であるとすれば、日本で当該訴えが提起されても被告の予測の範囲を超えず、またそれに関する証拠も日本に所在することが多いと考えられるからである[7)]。

民訴法3条の3第5号の典型的な適用対象類型の1つは、インターネットを通じて日本で事業を展開する外国業者に対する訴えであるが、まさに本事案のようなケースを想定すればよいだろう。本判決が正当に判断したとおり、本事案に関する限りは、同号に基づいて日本の国際裁判管轄を肯定することは比較的容易であったと思われる。即ち、同号に規定する「事業」は一定の目的を以て反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指すとされる[8)]が、①Yが日本居住者に対してオンライン上でInstagramサービスを提供していること、②当該サービスの提供が日本語で行われていること、③当該サービスに反復性・継続性があることを踏まえれば、Yが同号に規定する「日本において事業を行う者」に該当することに異論を唱える者はあるまい。またYは、日本国内からInstagramサービス上の本件アカウントにアクセスし当該アカウント上の本件投稿画像を閲覧することが可能な状態を提供しており、本件訴えはまさにその投稿画像に関連するものであるから、本件訴えが「その者の日本における業務に関するもの」に該当することも容易に首肯できる。

四　発信者情報開示請求を巡る法の適用関係（判決の要旨２）

1　従前の見解の整理

涉外的な要素を含む発信者情報開示請求訴訟が提起された場合に、大半の裁判例は、適用根拠を示すことなく日本のプロバイダ責任制限法に基づいて本案判断を行っている。本判決もこの類型に属する。

そうした中にあって、発信者情報開示請求の問題についても抵触法上の通常連結により準拠法を決定すべきとする見解が存在する。このうち、第1の見解は、発信者情報開示請求は情報の発信・流通による権利侵害の発生を原因として被害者とプラットフォーム事業者の間に当然に発生する性質を有する債権であることから、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という）17条以下に基づき定まる不法行為準拠法によるべきと考える[9)]。この見解に沿った裁判例も存在する[10)]。また第2の見解は、発信者情報開示請求を不法行為とは別個の法律問題として捉え、条理に基づいて「侵害情報の流通によって侵害された権利と最も密接な関係がある地」に連結すべきとする[11)]。もっとも、通常想定される被侵害権利は名誉・信用をはじめとする人格権や複製権・公衆送信権を含む著作権等であるが、この条理に即するとしても、結果として、その連結地は第1の見解により定まる連結地と一致する場合が殆どであろう。

他方で、通常連結によるのではなく、プロバイダ責任制限法5条1項を民事責任に関する国際的強行法規として位置付け、その属地適用を提唱する見解（第3の見解）がある[12)]。

2　検討

日本の裁判所において、涉外的な要素を含む発信者情報開示請求訴訟が数多く取り扱われてきたが、日本在住の個人または日本法人が外国所在のプラットフォーム事業者を相手取り、当該プラットフォーム上で発信者により日本における自身の権利が侵害されたので、その発信者の情報を開示して欲しい旨の請求を行う事案が、その殆どを占める。こうした事案を前提とする限りは、上記いずれの見解を採用しようとも、日本法を適用すべしとの結論が導出されるのが通常であり、差違は生じない。上記の見解の間で結論が分かれるとすれば、当事者の所在地に拘らず、被害者が発信情報によって外国における自身の権利が侵害されたとの主張を展開する場合である。こうした場合には上記の第1の見解及び第2の見解によれば、被害者の権利が所在すると観念される外国の法令が準拠法として指定されることになるが、果たし

て現実問題として、日本の裁判所が外国の法令を適用して開示請求の可否を判断することが想定できるかと問われると、この点は甚だ疑問である（例えば、米国では発信者情報開示請求は匿名訴訟の中でディスカバリ手続等により取り扱われる[13]が、米国法が準拠法とされる場合に、日本の訴訟手続の枠内で米国法に基づく請求を実現させるには多くの困難を伴うことが予想される）。むしろ従前の裁判例の大半が示唆するとおり、日本の裁判所で発信者情報開示請求の可否を判断するに当たっては、日本のプロバイダ責任制限法の適用を前提とするのが自然であろう。

①発信者情報の開示は侵害者に対する請求を行うための前段階の請求に過ぎず、損害賠償や差止め等の一般的な民事請求と性格を異にしており、むしろ侵害者に対する請求訴訟に必要な証拠の開示手続としての要素も含まれていると考えられる。また②プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報の開示は、発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密等との関係が考慮されるなど、日本の情報通信政策と密接に関連している。同法の発信者情報開示請求はサイバースペースを巡る日本の国家政策的考慮と密接に結び付いていると捉えるべきである。さらには、③通則法 17 条以下の規定や抵触法上の条理によるとすれば、わが国国内で侵害情報が流通していても、それにより侵害される被害者の権利が外国に所在していると評価される場合には、わが国のプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求が認められないとの帰結に至るが、こうした結論が同法の趣旨に反することは明白である。これら①～③を踏まえると、プロバイダ責任制限法 5 条 1 項を国際的強行法規として位置付ける第 3 の見解を是としたい[14]。

五　その他

令和 3 年改正によって、プロバイダ責任制限法に発信者情報開示請求に関する非訟手続が新たに整備されたが、その中で当該非訟手続の国際裁判管轄規定が設けられたことを付言する[15]。

●――注

1）岡田淳ほか編著『プラットフォームビジネスの法務〔第 2 版〕』（商事法務、2022 年）296～297 頁。

2）総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『プロバイダ責任制限法〔第 3 版〕』（第一法規、2022 年）145 頁、小川久仁子編著『一問一答・令和 3 年改正プロバイダ責任制限法』（商事法務、2022 年）58 頁等。

3）高橋和之ほか編『インターネットと法〔第 4 版〕』（有斐閣、2010 年）362～363 頁［渡辺惺之］、飯田耕一郎編著『プロバイダ責任制限法解説』（三省堂、2002 年）116 頁［丸茂彰］等。

4）詳細については、発信者情報開示の在り方に関する研究会（総務省主催）第 6 回（令和 2 年 9 月 16 日開催）配付資料 6 － 1「発信者情報開示に関する諸外国の制度について」を参照。

5）東京地判令 3・3・12 令和元年（ワ）17640 号、東京地判令 3・11・12 令和 2 年（ワ）20014 号、東京地判令 3・12・15 令和 2 年（ワ）5779 号、知財高判令 4・2・21 令和 2 年（ネ）10005 号（原審は東京地判令 2・1・22 平成 30 年（ワ）11982 号）、東京地判令 4・4・13 令和 3 年（ワ）19417 号等。

6）佐藤達文＝小林康彦編著『一問一答・平成 23 年民事訴訟法等改正――国際裁判管轄法制の整備』（商事法務、2012 年）53～54 頁。

7）嶋拓哉＝高杉直編『国際民事手続法』（勁草書房、2022 年）50 頁［種村佑介］。

8）佐藤＝小林編著・前掲注 6）54 頁、嶋＝高杉編・前掲注 7）51 頁［種村］、松岡博編『国際関係私法入門〔第 4 版補訂〕』（有斐閣、2021 年）270 頁［多田望］等。

9）総務省総合通信基盤局消費者行政第二課・前掲注 2）288 頁、木棚照一「サービス・プロバイダーの法的地位と責任――国際私法上の課題」著作権研究 28 号（2003 年）107 頁。

10）東京地決平 29・8・30 平成 29 年（ヨ）1552 号、東京地決平 30・6・12 平成 30 年（ヨ）1076 号。

11）東京地判令 3・11・12 令和 2 年（ワ）20014 号。なお学説では、発信者情報開示請求をプロバイダ業務に伴う管理責任の問題として捉え、条理によりプロバイダ等の接続業務または媒体的業務を行っている地に連結すべき旨を提唱するものも存在する（高橋ほか編・前掲注 3）363 頁［渡辺］）。

12）羽賀由利子「判批」ジュリ 1532 号（2019 年）117 頁、北坂尚洋「判批」令和 4 年度重判解〔ジュリ 1583 号〕（2023 年）278 頁等。

13）R. Garcia/T. Hoffmeister, Social Media Law (West Academic, 2017), pp. 319.

14）羽賀・前掲注 12）117 頁、拙稿「Online Service Provider を巡る国際的な法規律――抵触法の視点からの考察」北法 73 巻 1 号（2022 年）9 頁。

15）このことについては、小川編著・前掲注 2）45 頁以下、北坂・前掲注 12）277～278 頁を参照。

＊本稿は、JSPS 科学研究費補助金（17K03379、22K01170）による成果の一部です。